

平成29年4月3日

原子力規制委員会 殿

東通原子力規制事務所
統括原子力保安検査官 大場 國久

平成29年度保安検査実施方針について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究センターに対する平成29年度保安検査実施方針を下記のとおりに定めましたので提出します。

記

1. 基本検査で実施する保安検査の内容

(1) 保守管理の実施状況に係る検査

長期に渡り、廃止措置が中断中であることから施設の老朽化を踏まえた維持管理すべき機器等の保守管理が適切に行われているかを確認する。

(2) 放射性廃棄物の安全管理に係る検査

放射性廃棄物について、長期に渡る保管が継続していることを考慮した安全管理が行われているか、廃棄物を封入したドラム缶の健全性を確認するため、適切に巡視を行っているかを確認する。

(3) 保安規定の変更にかかる手順書等の改定状況に係る検査

平成29年3月にJAEA青森研究開発センターの保安規定を大幅に変更する補正申請が行われたことから、保安規定の変更に対応する関連手順書が確実に改定されていることを確認する。

(4) マネジメントレビューの実施状況に係る検査

保安規定第22条の規定に基づき年1回実施されるマネジメントレビューにより、事務所の活動がトップマネジメントにより適切に評価され、問題点等が抽出され、それが反映されるという活動のサイクルが適切に実施されていることを確認する。

2. 追加検査で実施する保安検査の内容

なし

3. 保安検査実施時期

- (1) 第1回（第1四半期）：6月中旬
(巡視等の運転管理業務を含み3日間)
- (2) 第2回（第3四半期）：12月中旬
(巡視等の運転管理業務を含み3日間)